

平成24年

熊野町消防出初式



1月8日（日）に熊野町消防団員、広島市安芸消防署熊野出張所員が町民グラウンドに集結し、平成24年熊野町消防出初式が行われました。

式典では、長年勤続している優良消防団員が表彰されたほか、分列行進や観閲などを行いました。公開訓練では、新宮、川角、団地の各分団が放水競技を行い、日ごろの訓練の成果を披露しました。

また、広島市消防音楽隊のドリル演奏や広島市消防局はしご乗り同好会によるはしご乗りの披露も行われ、広島市消防ヘリコプターも飛来しました。



- 今年表彰された優良消防団員は、次のとおりです。
- 【広島県消防協会会長表彰】
 - 勤続25年以上（3人）
 - 本部長 世良 寿明
 - 第8分団（川角） 団員 坊田 美則
 - 第9分団（平谷） 副分団長 泉 政治
 - 勤続20年以上（8人）
 - 第2分団（萩原） 班長 郡 和利
 - 第3分団（初神） 団員 佛圓 岳司
 - 第6分団（城之堀） 副分団長 立花 太郎
 - 班長 須賀 雅彦
 - 第8分団（川角） 団員 本間 英世



（生活環境課）

- 【熊野町長表彰】
 - 勤続5年以上（3人）
 - 第1分団（中溝） 団員 神鳥 裕史
 - 第3分団（初神） 団員 小田原和也
 - 第7分団（新宮） 団員 菅田 努
 - 勤続15年以上（2人）
 - 第5分団（出来庭） 班長 京面 竜
 - 第9分団（平谷） 団員 中野 佳文
 - 勤続10年以上（3人）
 - 第7分団（新宮） 分団長 脇田 賢治
 - 第9分団（平谷） 分団長 松浦 隆文
 - 第10分団（団地） 団員 中須 恭司

3月1日から3月7日まで
春の火災予防運動 です！

春は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状況です。火を使用するときには、消火用の水バケツや消火器を準備し、周りに燃えやすいものがないか確認しましょう。

平成23年度 全国統一防火標語
消したはず 決めつけないで もう一度

往診します 広告

入れ歯の痛い方、噛めない方で通院困難の方、往診します。歯について何でもご相談ください。

熊野団地 山野歯科医院
電話 854-1139

熊野町の火災と救急 火災件数1件 死傷者0人
—平成23年12月中— 救急件数68件 搬送人員62人
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。

積雪・凍結期の 交通事故防止

●事前の準備
雪道や凍結した道路は、大変滑りやすく危険です。タイヤチェーンなどの滑り止め装置や冬用タイヤを装着しましょう。気象状況、道路状況などを事前に把握しておきましょう。



●雪道走行時の注意
橋の上やトンネル出入り口付近、日陰などは凍結しやすいので、十分注意して運転しましょう。急ハンドル、急加速、急ブレーキなど「急」のつ

く運転は、スリップの原因になるので絶対にやめましょう。
雪道ではいつも以上にスピードを落とし、カーブ進入時は手前の直線ですっきり減速し、減速の際にはエンジンブレーキを効果的に活用しましょう。

圧雪や凍結などの状況によって、滑りやすさが異なります。冬用タイヤを装着した場合でも慎重な運転を心がけましょう。吹雪などの悪天候で見通しが悪い場合は、ワイパーを活用したり、ライトを点灯するなどして視界を確保するとともに、自らの存在を周りにアピールしましょう。



（生活環境課）

平成22年度 「熊野町地球温暖化対策 実行計画」実施報告

町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減を推進するため、「熊野町地球温暖化対策実行計画（第2次）」を平成20年2月に策定し、取り組んでいます。

削減目標は、平成18年度比1%とし、対象は、役場庁舎をはじめ町内全公共施設です。平成22年度の取組結果は下表のとおりです。

目標達成のため、クールビズの実行など役場庁舎における冷暖房温度の管理徹底や、使用時間、期間の厳守、電力量のデマンド管理などに取り組んでいます。引き続き削減できるような各施設で取り組みを強化していきます。

問総務課 ☎820・5601

平成22年度町施設の地球温暖化対策取組結果

項目	数値目標	役場庁舎	その他の施設
低白色度再生コピー用紙の使用率の向上	90%以上	99%	58%
印刷物の再生紙使用率の向上	90%以上	77%	87%
電気使用量の削減	現状維持（平成18年度比）	2%増	1%減
A重油使用量の削減	現状維持（平成18年度比）	-	28%減
LPGガス使用量の削減	現状維持（平成18年度比）	2%減	2%増
ガソリンおよび軽油の使用量の削減	5%以上（平成18年度比）	3%増	5%減
二酸化炭素排出量の削減	1%以上（平成18年度比）	2%増	3%減

※その他の施設の削減率が増となっているのは、平成18年度に対象としていなかった、環境センター、町民体育館、教育集会所、東部地域健康センターを平成20年度から対象としたため、その施設分の各項目使用量が平成18年度に比べて増加したことによる。

電子申請サービスを「ご利用ください

役場に申請や届け出が必要な場合でも、忙しくてなかなか時間が取れない、何度も窓口へ行かなければならないということはありませんか。そのようなときは、電子申請サービスをご利用ください。

この電子申請サービスは、役場の窓口へ行かなくても自宅のパソコンなどからインターネットを利用して、24時間いつでも申請できる上に、書類の受け取りは閉庁時でも可能な手続きです。現在、印鑑登録申請書の交付申請や戸籍附票の写しの請求など、31手続きで利用が可能です。期間によっては受け付けできない手続きや、申請書のダウンロードのみ手続きもありますので、詳しくは町ホームページでご確認ください。

問総務課 ☎820・5601